

非常災害・交通機関の運休時の対応について

非常災害・交通機関の運休時における、由良川キャンパス定時制の対応は下記のとおりとする。ただし、臨時休業の場合は、後日その回復措置を講ずる。

1 午後4時以降の段階で、次のいずれかに該当する場合は臨時休業とする。

- (1) 綾部市にレベル5 特別警報が発表されている場合
- (2) 綾部市にレベル4 危険警報が発表されている場合
- (3) 綾部市に次のレベル3 警報が発表されている場合
- (4) JR綾部駅を通過する列車が全線運休している場合

2 在住する地域にレベル5 特別警報、レベル4 危険警報、レベル3 警報が発表された場合、もしくは通学に利用しているJR等公共交通機関が運休している場合、上記1の規定に準じる。該当生徒は、出席停止等（出席を要しない日）扱いとする。

3 特殊事情によって生徒の通学が困難な場合は、その状況に応じて出欠の扱いを判断する（出席停止等）。ただし、通学が困難となった生徒は学校へ状況報告し、学校はその確認を行う。

〔特殊事情の例〕

自宅の被災、通学路の冠水・決壊、公共交通機関の遅延・運休等

メモ

レベル5 特別警報	大雨、土砂災害、河川氾濫、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪
レベル4 危険警報	大雨、土砂災害、河川氾濫、高潮
レベル3 警報	大雨、土砂災害、河川氾濫、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪